

医政発 0330 第 2 号
令和 4 年 3 月 30 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療安全支援センター運営要領について」の一部改正について

医療法において都道府県、保健所を設置する市及び特別区において設置するよう努めなければならないとされている医療安全支援センター（以下「センター」という。）の運営方法等については、「医療安全支援センター運営要領について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330036 号）の別添「医療安全支援センター運営要領」（以下「運営要領」という。）により定められているところです。今般、近年の医療法改正等を踏まえ、運営要領について別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 4 年 4 月 1 日より適用することとしたので、通知いたします。

貴職におかれては、内容について十分御了知の上、センターの運営に遺憾のないよう特段のご配慮をお願いいたします。また、センターが設置されていない保健所を設置する市及び特別区におかれましては、引き続き、センターの新規設置をご検討いただきますようお願い申し上げます。